

平成25年 9月 3日

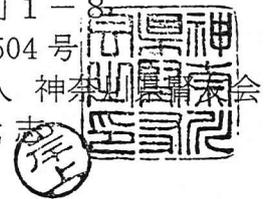
平成26年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情

大磯町議会議長 奥津勝子 様

代表陳情者 足柄上郡中井町雑色409
中郡腎友会
会長 城所優子



陳情者 横浜市神奈川区台町1-8
ウェイサイドビル504号
特定非営利活動法人 神奈川腎友会
会長 岸上武志



1. 陳情の要旨

平成26年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度について、障害者（児者）が負担なく医療が受けられるよう陳情申し上げます。

2. 陳情の理由

神奈川県は平成20年に県条例を変更し、「医療窓口での一部自己負担金」（通院¥200／1回、入院¥100／1日）の導入と、65歳以上で新たに障害者となった方の「年齢制限」制度適用除外を各市町村に委譲されました。また、平成21年10月から前記2条件に加えて「所得制限」（前年所得が特別傷患者手当における所得制限額（単身者3,604,000円）を超える方は助成対象外とする追加実施するに至っています。

私たち透析者は、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、高額療養費特例3特定疾病療養受療者として、1ヶ月の自己負担限度額が10,000円・上位所得者にあっては20,000円と負担軽減措置が図られていますが、年齢制限導入によって65歳以上で透析を導入した場合の助成が無くなると、日常生活は大変厳しい事になります。代わりに透析者は「後期高齢者医療保険の75歳から適用」を前倒しで「65歳から適用」と言われている市町村もありますが、透析治療以外の治療費は1割負担になり（白内障、整形外科、歯科治療ほか）また、新たに65歳以前に透析になる方は3割負担となり透析者にとっては大変な負担となります。

加えて、透析治療へ月13回往復の通院費（平均、6,000～15,000円）透析中の食事代（月平均¥6000～8000）の自給的負担があり、他にも、健康保険料、県・市民税、介護保険料などの支払いがあります。これ以上の個人的負担が増えるのは大変に困ります。

神奈川県は市町村への補助金を削減あるいは廃止するなど、市町村の財政が逼迫した状況も理解しておりますが、敢えて、私たち障害児者・透析者が少ない負担で医療が受けられるよう、平成26年度の予算措置に「重度医療費助成制度」継続を陳情申し上げます。